

# 日本泌尿器科学会東京地方会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は日本泌尿器科学会東京地方会と称する。
- 第2条 本会は事務所を会長所属の教室におく。
- 第3条 本会は日本泌尿器科学会の東京地方部会として泌尿器科学及び隣接科学の進歩、普及に寄与すると共に会員相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第4条 本会所属地域は東京及びその隣接地域を主体とするが、其他遠隔地域の希望者も入会することができる。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 地方会の開催  
2月（木曜日）、6月（土曜日）、12月（木曜日）の年3回開催とする  
但し会長が必要と認めた場合は期日の変更または臨時の会を開くことができる。
  2. 他学会との知識の交流、特別講演、シンポジウム、来訪外人の講演、歓迎等。

## 第2章 会員

- 第6条 会員を個人会員、団体加入会員、賛助会員及び名誉会員の四種とする。  
個人会員は医師で所定の会費を負担するもの。  
団体加入会員は大学又は病院の医局に所属する医師で教室又は病院医局単位で所定の会費をとり纏め納めるもの。  
賛助会員は医師でない団体又は個人で所定の会費を負担するもの。  
名誉会員は本会の発展に功労のあった者のなかから運営委員会において推薦されたもの。
- 第7条 会員となるには会員1名の推薦が必要であり、住所・氏名・生年月日・年齢・出身学校・卒業年度・役を記し会費を添えて事務所に申し込む。
- 第8条 会員以外の者は地方会への出席並びに学術発表はできない。特別の場合は会長の許可を要する。
- 第9条 下記事項に該当するものは除名処分とすることがある。
1. 会費2年連続未納者。
  2. 本会会員として業務に違反、又は本会の名誉を傷つける行為のあった場合。
- 第10条 会費は当分次の如く定める。
1. 個人会員 年額 3,000 円
  2. 団体加入会員 医師数×年額 3,000 円
  3. 賛助会員  
団体 年額 30,000 円 個人 年額 5,000 円
- 第11条 納入した会費は如何なる理由があっても返還しない。

## 第3章 役員

- 第12条 本会は役員を次の如く定める。
1. 会長 1名  
副会長 2名  
監事 2名  
運営委員 若干名
  2. 会長の任期と職務  
(任期)  
会長は会員中から選任される。任期は1年とし再任を妨げない。  
(職務)  
会長は本会を代表して次の会務を統括処理する。  
1.事業計画・運営(地方会開催等)  
2.運営委員会の開催
  3. 副会長の任期と職務  
(任期)  
副会長は会員中から選任される。任期は2年とし再任を妨げない。  
(職務)  
副会長は会場の職務を補佐する。会長が職務不能の場合は代行し、両者職務不能あるときは会長より委嘱された監事または運営委員がこれに当たる。
  4. 監事の任期と職務  
(任期)  
監事は会員中から選任される。任期は2年とし再任を妨げない。  
(職務)  
監事は本会の会計を監査する。

5. 運営委員の任期と職務

(任期)

運営委員は会員中から選任される。任期は2年とし再任を妨げない。

(職務)

1.運営委員は本会の業務を執行する。

なお本会事務は会長により専任者に委嘱することができる。

2.運営委員は会長の諮問に応じ、会長・副会長の推薦、会員の除名処分、その他の重要事項について審議する。

6. 運営委員会

(構成)

運営委員会の構成は会長、副会長、監事、運営委員をもって構成する。

(決議)

審議された事項はその都度地方会にて会員に報告し同意を求める。

第13条 会長は次年度初頭に次の報告を行う。

1. 事業計画並びに事業報告、収支予算並びに決算

2. 財産目録（会費、寄付金、其他）。

3. 運営委員会にて必要と認めた事項。

4. 其他。

第14条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まりその年の12月末日に終る。

第15条 財産は郵便貯金又は銀行預金として事務所内に保管する。

第16条 本会則は昭和61年1月1日より施行する。

本会則は平成20年1月27日改正し、施行する

本会則は平成20年6月19日改正し、施行する

本会則は平成23年2月17日改正し、施行する

本会則は平成27年1月9日改正し、施行する

本会則は令和3年9月16日改正し、施行する

本会則は令和4年12月22日改正し、施行する